

川崎市総合都市交通計画見直し検討会議運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合都市交通計画見直し検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 まちづくり局長は、川崎市総合都市交通計画（以下「本計画」という。）に関し、次に掲げる事項について検討会議の委員の意見を求める。

- (1) 本計画の見直しに関すること。
- (2) 本計画の見直しに関し必要と認められること。
- (3) その他、まちづくり局長が必要と認めること。

(委員)

第3条 検討会議の委員については、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関代表者
- (4) 公募市民

2 前項の規定に関わらず、本計画の見直しに関し必要な場合には、別の専門的識見を有する者に意見を求めることができる。

(開催期間)

第4条 検討会議の開催期間は、本計画の見直しまでの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、まちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

第 3 条 関 係 （ 検 討 会 議 委 員 ）

	役 職 等
学 識 経 験 者	岸 井 教 授 政 策 研 究 大 学 院 大 学
	岩 倉 教 授 芝 浦 工 業 大 学 工 学 部 土 木 工 学 科
	大 沢 教 授 日 本 大 学 理 工 学 部 土 木 工 学 科
	梶 田 教 授 東 海 大 学 工 学 部 土 木 工 学 科
	二 村 教 授 東 京 女 子 大 学 現 代 教 養 学 部 国 際 社 会 学 科
団 体 関 係 者	川 崎 商 工 会 議 所
	川 崎 市 全 町 内 会 連 合 会
	社 会 福 祉 法 人 川 崎 市 福 祉 協 議 会
	公 益 財 団 法 人 川 崎 市 身 体 障 害 者 協 会
	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 横 浜 支 社
	小 田 急 電 鉄 株 式 会 社
	東 急 電 鉄 株 式 会 社
	京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社
	一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 バ ス 協 会
	一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 タ ク シ ー 協 会 川 崎 支 部
市 民 公 募	市 民 委 員
	市 民 委 員
関 係 行 政 機 関	神 奈 川 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 規 制 課 都 市 交 通 対 策 室

（ 事 務 局 ）

ま ち づ く り 局 交 通 政 策 室

（ オ ブ ザ ー バ ー ）

国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 企 画 部 広 域 計 画 課

国 土 交 通 省 関 東 運 輸 局 交 通 政 策 部 交 通 企 画 課

神 奈 川 県 県 土 整 備 局 都 市 部 交 通 企 画 課